

■ Article ■

遺言に関する民法（相続法）の改正と事業承継への影響

日本大学法学部教授 大久保 拓也

一. はじめに

改正民法（民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）が平成30(2018)年7月13日に公布され、平成31(2019)年1月13日から段階的に施行されている。これは、急速に進展する超高齢社会を背景に、配偶者が死亡した場合に残された他方配偶者の生活に配慮すべきである等の社会情勢の変化に対応した相続制度を見直すための改正である。この改正は「事業承継」にも関係する。事業承継は、オーナー経営者が企業の所有権（その法的裏付けとして株式）および経営権（具体的には代表取締役社長の地位）を後継者（事業承継者）に譲るものであるが、親族内への事業承継には相続法制の改正が関わることとなる。

本稿では改正民法のなかでも遺言に関する改正と事業承継への影響について取り扱うこととする（なお、改正民法の概要については本メールマガジン vol.134を参照）。

二. 自筆証書遺言の方式緩和

(1) 遺言の内容と作成方法

遺言とは、遺言者が自己の財産について自らの死後にどのように処分するかをあらかじめ示しておく意思表示である。遺言の内容が意思表示をした遺言者の死後に問題となるところが通常の契約等とは異なるので、遺言者の真意に基づくことが明確になるように遺言の方式については厳格な手続が要求されている。遺言には3つの普通方式（自筆証書遺言（民法968条）、公正証書遺言（民法969条）、秘密証書遺言（民法970条））と、船舶遭難者が緊急時に作成する遺言（民法979条）等の特別方式が定められているが、自筆証書遺言と公正証書遺言で作成されるのがほとんどである。

公正証書遺言は、二人の証人の立ち会いの上で公証人が作成する遺言書で、通常は、予め遺言の内容を公証人に届けておき、その後、遺言者が遺言の内容を口頭で述べ、公証人がそれを確認することによって公正証書遺言書として作成する（民法969条）。公正証書遺言は、遺言書の専門家である公証人が関与するので、効力が争われることが少なく、かつ、家庭裁判所による検認手続が不要となり（民法1004条2項）、確実な遺言書の作成方法として利用されている。

遺言は、遺言者の最終意思を尊重する必要があるため、いつでも撤回することが可能である（民法1022条）。一般には、新しく別の遺言書を作成することによって以前の遺言を撤回するのであり、その場合新しい遺言が優先するので、公正証

書遺言のあとに自筆証書遺言が作成されると、後者が優先される。

(2) 自筆証書遺言の方式

公正証書遺言については改正民法の対象ではないが、自筆証書遺言は改正されている。

自筆証書遺言は、遺言者が、①遺言の全文と②日付を記載し、③氏名を自書した上で④押印した遺言書である(民法968条1項)。このような厳格な方式が求められるのは、自筆証書遺言では遺言者の意思確認の方法が重要だからである。簡易に利用できる自筆証書遺言においては、遺言者の意思確認を厳格に行う必要があるところから、自筆で記載することを求めるとともに、相続開始時に家庭裁判所において遺言書の検認が必要とされる(民法1004条1項)。

(3) 自筆証書遺言に関する民法改正

もっとも、こうした全文自書する等の要式に合致しない遺言書は無効となってしまう。自筆証書遺言の利用は近年増加しているため、無効となるケースを減らすために改正された。特に、パソコンの普及した現状では全文自書を要求する 방식을緩和する必要性が指摘されていた。そこで、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産の全部または一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない、この場合において、遺言者は、その目録の毎葉(自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面)に署名し、印を押さなければならない、とする規定が設けられた(改正民法968条2項)。

また、この改正に伴い、改正前民法968条2項(自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない)は3項に繰り下げられた。

三. 事業承継対策がない場合のリスク

(1) 遺言による相続対策がない場合の事業承継問題

株式の相続に関して事業承継問題が生じることがある。例えば、非公開会社であるA株式会社の株式(発行済株式総数9,000株)を全て保有するオーナー株主Bは、代表取締役社長事業を行ってきた。Bには子C・D・Eがいるものの、DとEは独立して居住しているため、Bは長男CにA社事業を継がせたいと考えていた(Bの妻はすでに死亡している)。何の事業承継対策もとらないうちにBが急死してしまった場合はどうなるのであろうか。

Bが急死し、遺言を残す等の事業承継対策は取られていないので、法定相続が開始することとなる。その場合、相続人が数人いる場合には、相続財産は相続人の共有に属する(民法898条)。そこで相続人であるC・D・EがBの相続財産を共有し、その後遺産分割される。遺産分割は法定相続人間の協議で行うこともで

きるが、相続人間の対立により協議が調わないまたは協議ができない場合は家庭裁判所の審判に委ねられる（民法907条）。

その間、A社の代表取締役社長であったBが死亡しているのであるから、A社の事業活動が停止する危険が生じる。A社には他に経営能力のある取締役が選任されていればその者に任せれば良いかもしれないが、A社のような非公開会社ではそれが選任されていないことも、そもそも適任者がいないこともある。A社の事業活動について適切な意思決定を行うために、速やかに取締役を選出すべきであるから、遺産分割協議中であっても、株主総会を開催して取締役を選任する必要がある。

（2）相続された共有株式と権利行使者の指定

株式は数人で共有（株式は所有権ではなく株主地位または株主権であるから民法264条の準共有）することができ、これは相続によっても生じる（民法898条。最判昭和45年7月15日民集24巻7号804頁）。これについて、会社法は、株式が2以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該株式についての権利を行使すべき者1人を定め、会社に対し、その者の氏名または名称を通知しなければ、当該株式についての権利を行使することができない（会社法106条本文）と定める。したがって、議決権等の株主の権利は、この権利行使者において行使させる必要がある（最判昭和45年1月22日民集24巻1号1頁）。

会社法106条但書は、会社が権利行使者の通知を欠く共有株式の権利行使に同意できるとするが、その前提として、株式の準共有者間において議決権の行使に関する協議が行われ、意思統一が図られていることが必要であり、それがされていない場合には株主総会決議取消が認められると解されている（最判平成27年2月19日民集69巻1号25頁）。

権利行使者の指定については明文の規定がないため、解釈に委ねられている。全員一致で定めるべきとする見解や持分価格の過半数で決定すべきとする見解等と学説は分かれているが、最判平成9年1月28日判時1599号139頁は、共同相続における準共有者間の権利行使者の指定についても、相続分に応じて持分の過半数で決することができるとする。

上記（1）の例では相続人C・D・Eは同順位の相続人であり（民法900条4号）、A社の株式9,000株をこの3名が3分の1ずつの割合で準共有している。A社のような非公開会社の場合、オーナー株主で代表取締役社長であるBは財産のほとんどすべてをA社に拠出していることも多いため、A社の株式が誰の帰属先になるかがBの相続財産の帰属先を示すことになり得る。Bは後継者としてCを考えていたのであるから、Cが株式を取得すれば良いとする疑問が起こるかもしれないが、遺産分割が確定するまでは相続人間で準共有されるのであり、仮にDとEが共同すれば過半数を占め、CをA社の経営から排除することも可能になる。極端にはA社株式をDとEが保有し、Cを排除した後に、A社を廃業して事業財産を分割

することすらできる。

こうした危険を考慮して、早めの事業承継対策をとるべき必要性が生じてくる。

四. 自筆証書遺言の改正と事業承継への影響

(1) 特定財産承継遺言

そこで、三(1)で述べたA社のオーナーBは遺言を作成しておき、事業承継対策をとる方法が考えられる。例えば、「A社株式の全てをCに相続させる」旨を記載した遺言書を作成しておくことが考えられる。

このような「相続させる」趣旨の記載をした遺言(相続させる遺言)がよく用いられている。これは判例(最判平成3年4月19日民集45巻4号477頁)でも認められており、Bの相続させる遺言によりA社株式は被相続人Bから相続人Cに承継されることとなる。この判例を、改正民法では、相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、法定相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができないとする規定を新設し(改正民法899条の2第1項)、相続させる遺言を「特定財産承継遺言」(遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人または数人に承継させる旨の遺言)として引き継ぐ。すなわち、特定財産承継遺言があったときは、遺言執行者は、当該共同相続人が民法898条の2第1項に規定する対抗要件を備えるために必要な行為をすることができるものとする(改正民法1014条2項)。

そうすると、前記「相続させる」遺言があった場合、Cは法定相続分(3分の1の3,000株)を超える部分については対抗要件を備えなければ第三者に対抗できないことになる(例えば遺言書を無視して、遺産分割協議中であるのに過半数の持分をもつDとEが全株式を第三者Fに譲渡した場合はFに対して権利を主張できないことになる)ので、注意が必要である。

(2) 財産目録のパソコンでの作成

それでは遺言書を作成する場合の注意点はどのようなものがあるのでしょうか。二(1)で述べたように、よく用いられる遺言には公正証書遺言と自筆証書遺言がある。そこで述べたように公正証書遺言の方が遺言の効力を発生させるのは確実である。もっとも、Bが高齢になり体力的にも引退して事業を後継者に委ねるということであれば公正証書遺言を作成しておけば良いが、まだBの引退には早くCに事業を継がせることに迷いがある場合も少なくない。そのような場合に、三のようリスクを避けるためには自筆証書遺言の方法をとることも検討に値する。

二で述べたように、自筆証書遺言の方式は改正民法により緩和された。そこで、Bは遺言の本文等は手書きで「別紙財産目録①についてはCに、同②についてはDに、同③についてはEに相続させる」と記載し、「別紙財産目録」には「①A社

の全株式、②預貯金、③土地」等と記載する方法が考えられる。後者の財産目録には不動産の所在場所等の詳細を記載する必要があるため、ワープロソフトを使用してパソコンで作成するという方法も考えられる。そうしておけば記載ミスを防ぐことができる。自筆証書遺言もBの最終の意思が重視されるため、後継者の選定についてとりあえずCに継がせることとするが、その後考えを改めたならば別の者に継がせることにする等の選択肢をとることもできよう。パソコンで作成しているため、記載ミスを避けて遺言書を作り直すことができるという利点がある。

この改正部分は平成31(2019)年1月13日に施行されている。したがって、遺言が同日以降に作成されていればパソコンで財産目録を作成することにより、自筆証書遺言が無効となる範囲は縮小することになるであろう。

(3) 法務局における遺言書の保管制度

さらに、「法務局における遺言書の保管等に関する法律」(平成30年法律第73号)が新設されており、自筆証書遺言を作成した者が法務局に遺言書(無封のものに限る)の保管を委ねることができるようになる。これは、相続人、受遺者及び遺言執行者は相続開始後に、保管されている遺言書を閲覧し、または遺言書に係る画像情報等を証明した書面の交付を請求することができ(同法9条)、ここで保管された遺言書について、家庭裁判所の検認(民法1004条1項)を要しないものとされる(同法11条)。同法は令和2(2020)年7月10日から施行される予定であるため、自筆証書遺言についてこの制度を利用すれば、無効となるケースをさらに減らすことができるであろう。

◀ 関連ホームページ ▶

○ 「自筆証書遺言に関する見直し」法務省HP

<http://www.moj.go.jp/content/001263487.pdf>

<http://www.moj.go.jp/content/001279213.pdf>

○ 「法務局における遺言書の保管等に関する法律の概要」法務省HP

<http://www.moj.go.jp/content/001263529.pdf>

○ 「民法「相続編」改正法案の動向」日税研メールマガジン vol.134

<http://www.jtri.or.jp/mailmag/pdf/vol.134.pdf>

以上